

第百八十九号議案

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和三十年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「または」を「又は」に、「こゝえる懲役若しくは禁この刑」を「超える拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役または禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。